

## 県産米品質向上緊急対策事業費補助金 Q & A (令和5年12月28日現在)

### 補助事業の申請手続きについて

Q 今後のスケジュールについて

A 要望調査～1月25日、割当内示～1月下旬、計画承認申請（計画承認通知）～2月上旬、補助金交付申請（2月中旬）、交付決定通知（2月中旬）を予定しています。交付申請の際に交付決定前着手届を提出することで、機械の前倒し導入が可能です。

機械は令和5年度内の納入を基本としますが、在庫がない場合や受注生産で納入が間に合わない場合は、予算を翌年度に繰越して事業を進めます。その場合、遅くとも令和6年8月31日までに補助金の成果（機械の導入）を記載した事業実績報告書を提出してください。

Q 繰越した場合の目標年度はどうなるか。

A 繰越した場合であっても、目標年度は令和7年度となります。

Q 手続きにおける申請先や報告先はすべて農業技術環境課でよいか。

A 農業技術環境課にメール又はFAXで提出してください。

### 提出書類について

Q 要望調査で事業実施主体が提出する書類は何か。

A 要望の事前調査では、記載内容を確認する資料（導入しようとしている機器の価格が分かる見積書およびカタログ）を提出してください。

また、要望調査の提出期限（1月25日）まで、事業実施主体が要件を満たすか確認するため、規約（法人でない農業者団体の場合）やその他の根拠資料（過去年度の一等米比率の状況、作付面積の状況等）を提出し、記載内容の確認を受けてください。

Q 一等米比率を確認する書類として、報告様式の指定はあるか。

A 様式の指定はありません。

Q 要望調査票の色彩選別機現有機を所有する場合の導入率の考え方を示して欲しい。

A 作付面積のうち、色彩選別機を活用している面積の割合を記載してください。

### 補助対象について

#### (1) 事業実施主体について

Q 事業実施主体となる3戸以上の生産者で組織する団体は、これから設立してよいか。

A 新規組織でも補助対象となります。代表者の指定、組織の規約の制定も併せて行ってください。

Q 事業実施主体の米穀集荷団体に具体的な要件はあるか。

A 導入する色彩選別機によって農産物検査の格付前の玄米を調製する計画である必要があります。また、定款や規約等を備えた組織であることが前提です。

Q 農業協同組合や米穀集荷団体の作付面積の考え方はどのようになるか。

A カントリーエレベーター等の各調製施設が米を集荷している面積（受益面積）を基に申請することが考えられます。

Q 共同乾燥調製施設に出荷する生産者を含む既存の団体を事業実施主体としてよいか。

A 事業実施主体となる農業者団体には、共同乾燥調製施設に出荷する計画のある農業者を含むことはできません。

Q 共同乾燥調製施設の統廃合を予定しており、受益面積の大幅な変更が想定される。統廃合対象となる施設が申請する場合の考え方を教えて欲しい。

A 統廃合の計画がある場合は、要望調査の段階でお知らせください。共同乾燥調製施設の集約が令和5年度内に予定されていて同一所有者間において行われる場合、統廃合する計画のある複数施設が共同で申請する等、実態に即した要望報告としてください。

## （2）導入機器について

Q 導入機器の要件となっている処理量（1.5t/h以上のもの）の確認方法が知りたい。

A カタログ記載の処理量とします。

Q 導入機械の規模を決定する要件はあるか。

A 事業計画に対して過剰となる機械の導入は認められません。事業計画に見合った機械の導入となるように、要望調査で計画の妥当性を評価します。妥当性の評価は、令和5年産米の作付面積に基づいて行われます。

Q 複数台の導入は全て対象になるか。

A 採択される事業実施主体の計画であれば、採択対象になります。

Q 補助対象にコンプレッサーや工事費は含まれるか。

A 色彩選別機本体のみが補助対象です。

Q 導入済みの色彩選別機は補助対象になるか。

A 既に導入済みの色彩選別機は補助の対象外となります。

Q 事業実施主体の農業者団体が、他補助金を使用している場合、本事業に応募できるか。

A 産地パワーアップ事業等の他補助金を活用していても本補助事業に応募できます。ただし他補助金等で導入した色彩選別機を更新する場合は、事前に担当者に相談してください。

## 採択の基準・要件に関して

Q 事業実施主体となる3戸以上の生産者で組織する団体のうち、一部生産者がすでに色彩選別機を所有している場合、採択の基準「新規導入に係る3ポイント」は算定されるか。

A 導入済みとみなし、新規導入のポイントは算定しません。

- Q 事業実施主体が3戸以上の農業者団体の場合の現況値の考え方を教えてください。
- A 事業実施主体となる農業者の現況値を算出します。なお、一等米比率の算出方法は、一等格付玄米量（合計値）／出荷玄米量（合計値）で求めるものとします。
- Q 事業実施主体が3戸以上の農業者団体の場合の成果目標の考え方を教えてください。
- A 事業実施主体となる農業者団体の目標値として設定してください。
- Q 採択基準のポイントに下限はあるか。
- A 下限は設けません。
- Q 申込件数が少ない場合、最低点でも採択されるという認識でよいか。
- A その認識で構いません。
- Q 作付面積には、うるち品種の一括管理の加工用米・新規需要米の面積も含んで良いか。
- A 含めることが可能ですが、当該事業の趣旨は、主食用米として流通される水稻うるち品種の一等米比率向上であることを御理解ください。
- Q 目標未達の場合の対応、ペナルティなどはあるか。
- A 目標達成に向けた取組改善計画を作成し、計画達成を目指していただきます。

### その他

- Q 入札は必要ですか。
- A 入札または3者見積合わせが必要です。
- Q 概算払いの請求は可能か。
- A 概算払いはできません。